
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 463 回企業会計基準委員会及び第 168 回金融商品専門委員会で
聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発（以下「本プロジェクト」という。）について、第463回企業会計基準委員会（2021年8月11日開催）及び第168回金融商品専門委員会（2021年8月25日開催）において、聞かれた意見をまとめたものである。

本プロジェクトの検討の進め方に関する意見

第463回企業会計基準委員会

2. ステップ1（ECL（IFRS基準）とCECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択）を検討する前に、日本基準との差及び日本の金融機関において影響が大きい箇所を関係者がイメージできるようにして欲しい。
3. 一般事業会社に関する検討がステップ5まで出てこないため、一般事業会社の観点からは議論が自分たちにどう影響してくるのか分からないまましばらく議論が続く。一般事業会社への影響がわかるように、進めて欲しい。
4. 中小・地域金融機関に対してIFRSベースの要求を行うことはコスト面から難しいと思われ、国際的な比較可能性をどこまで要求するかと考えると、提案の考え方は十分理解できる。
5. 方向性について、基本的には事務局提案に賛成する。中堅・中小金融機関の引当について金融庁から地域金融機関の引当の実務の事例が開示されており、金融庁とも連携して欲しい。ステップ1に関して、減損の規定のすべてをIFRS第9号のECLモデル又は米国会計基準のCECLモデルのどちらかに揃える必要はなく、コストと便益の観点から日本基準の定めを存置していくことに関しても検討の余地があるのではないか。ステップ2及びステップ4の区分に関し、「信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされている/いない」という記載があるが、これにより区分をするアプローチの是非及びこの言葉遣いが適切かどうかについて検討すべきと思われる。金融機関ごとのビジネスの実態に応じて必要なデータ整備のレベルは異なり、どこかの金融機関も必要なデータ整備は行われているはずである。

6. ステップ4について、今の日本基準よりはIFRS第9号に寄せていくのか又は今の日本基準と仕上がりはあまり変わらないという見通しを持っているのか教えて欲しい。ステップ4の検討に時間がかかることが予想されるため、ステップ2又はステップ3の大手行に適用される基準の検討が終了した時点で、一度公開草案を公表するという考え方もあるのではないか。
7. 検討の方向性については異存ない。この先の検討の時間軸について教えて欲しい。拙速は避けなければならないが、国際的な比較可能性をなるべく早く確保する視点からの検討もして欲しい。

第168回金融商品専門委員会

8. ステージ1でCECLモデルに基づくことが選択された場合には以降の検討もそれに応じて変わるということによいか。
9. ステップ2とステップ4に関する提案の趣旨は、データが整備されている金融機関、されていない金融機関及び一般事業会社といったデータの整備状況に応じて会計処理を変えていくというアプローチを意図しているのかどうかについて教えて欲しい。また、ステップ2とステップ4のデータ整備の程度又は規制上の取扱いとの関係に関する目線について教えて欲しい。
10. ステップ2とステップ4の関係について、連結財務諸表を考慮するとステップ2とステップ4をセットで検討して、ステップ4の位置づけを整理しつつ明確化した方が良いように思われる。その観点からは、ステップ4の前に公開草案を出すという親委員会のコメントは難しい部分があるように思われる。また、実務対応報告第18号との関係も検討する必要あるように思われる。
11. ステップ2の代替的な取扱いを検討する中で、ステップ4も同時に検討するアプローチも考えられるのではないか。
12. ステップ4は、ステップ2を原則とした場合の例外という位置づけであるかについて教えて欲しい。
13. ステップ2とステップ4の区分は硬直的なものとはせず、業種及び業態に適した形で定め、ステップ2を選択することを希望する企業が選択できないということがないようにして欲しい。
14. 本プロジェクトは金融機関以外のコンシューマーローンなどを行っているその他の金融業に与える影響も大きい。一般事業会社と金融機関の間に、その他の金融業を対象とした取扱いの開発を検討した方が良いのではないか。

15. ステップ2で記載されているIFRS第9号と同等の会計基準について、現在日本基準と異なる会計処理が求められる購入又は組成した信用減損金融資産の会計処理、条件変更損益といった項目をどこまで採り入れるかは、よく検討する必要がある。
16. 将来予測情報について、欧米で見られるモデルを用いた予測に対して追加的な修正（マネジメント・オーバーレイ）の取扱いも示して欲しい。
17. 代替的な取扱いというと、IFRS基準とは大きく異なる取扱いを認めるものを開発するようと思われる。そうではなく、IFRS基準の範囲内で取扱いを定めるものであり、名称もそれが伝わるようなものの方が良いのではないか。
18. ステップ3に関して、FVOCIで測定される債券が本プロジェクトの範囲に含まれるかどうかは保険業に影響が大きいということを認識して欲しい。
19. 金融資産の減損を検討するにあたり、時価評価との関係を整理すべきであると思われる。時価の変動をリスクフリーレート（市場リスク）と信用スプレッド（信用リスク）に分解して管理しているような企業についての本プロジェクト上の取扱いの明確化や、FVOCIで測定される債券の信用リスク部分を減損とするような代替的な取扱いを検討してほしい。
20. 連結財務諸表と単体財務諸表の取扱いの検討について、本プロジェクトのどの段階で行うことを想定しているか教えて欲しい。
21. 本プロジェクトの適用範囲について、例えば支払承諾見返まで含めてしまうと金融機関特有の会計基準となってしまうため、そこまでは踏み込まない方が良いのではないか。
22. 本プロジェクトで業種別の会計基準を開発しないことを前提とすると、現在存在する金融機関にのみ適用されてきた取扱いのメンテナンスはどうなるか教えて欲しい。
23. 本プロジェクトの検討の時間軸について教えて欲しい。

金融資産の減損に関する日本基準、IFRS第9号及びTopic326の比較に関する意見

第168回金融商品専門委員会

24. 資料で示された点以外に債務不履行（default）に関する定めを基準上どのように取り扱うべきかという点も議論すべきであると考えており、資料に加えた方がよい。
25. 米国会計基準は信用リスクが同一な与信先に関しては集合的に評価しつつ、不良債

権の再編（TDR）の発生など、リスク特性が共通でなくなった場合に個別に評価するというアプローチを採用しているが、IFRS第9号と差異があるのかどうか示して欲しい。

26. IFRS第9号及び米国会計基準ともに基準の適用後レビューの状況はどうなっているか。

以 上